

正副金曼の活動状況

-会務報告-

日本弁理士会 副会長小島 清路

[はじめに]

副会長に就任して以来、約5ヶ月が過ぎようとしています。4月から6月頃までは、特許庁等の関連機関への挨拶廻り、委員会等の立ち上げ、特許庁等との顔合わせ及び各支部廻り等と、大変な忙しさであり、あっという間の出来事でした。最近は、やっと落ち着いてきました。

私が担当するセンター又は委員会等の会務報告をさせて頂きます。

「知的財産価値評価推進センター」

当センターは、昨年度同様、裁判所から依頼される 民事案件を年間10件程度受けることとなる状況です。 本年度は、金融機関が融資する際の参考とするビジネ ス評価書作成業務が激増しており、試験的に始まった 昨年度の3件と比べて、現在において20件程度の依 頼を、特許庁から管理を委託された三菱UFJリサーチ&コンサルティングから受けています。これらの 評価ができる評価人の人材が不足していますので、こ の評価人育成を積極的に行っています。皆さんの中で、価値評価又はビジネス評価に興味のある会員は、 評価人候補の申請をして頂き、ひいては立派な評価が できる評価人となって頂きたいと思います。

また、会員の皆さんが、価値評価について相談を受けたとき等に役に立つ価値評価マニュアルを作成中です。更に、昨年度の当センター設立10周年記念事業において、昨年度実行されなかった3支部(東海、北陸及び四国)において当記念事業を行うべく、現在、準備中です。

[意匠委員会]

現在の意匠出願件数は韓国よりも少なく, 意匠制度 が十分に活用されていない状況にあります。意匠制度 が活用されて意匠出願数が増大するような抜本的法改 正について検討をしています。また, 画像意匠制度 が, 現在のニーズに合致するように且つ活用されるべ く, 特許庁意匠課とその審査基準について意見交換を しています。

更に特許庁意匠課と面談をした所,特許庁も意匠制度の活用についてすごく力を入れており,弁理士会からその要請があればいつでも協力を惜しまない,とのことでした。今後,お互いに協力していけるものと思います。また,新たに施行される意匠国際登録出願の活用についての研修を,複数支部において開催する予定です。現在,そのための準備をしています。日本同様,米国は加盟しており,中国も近々に加盟する予定であるので,当出願制度の利便性が大幅に向上します。皆さん,大いに外国を見据えた当出願制度を活用しましょう。

[技術標準委員会]

「知的財産推進計画 2015」(知的財産戦略本部作成)において、大企業のみならず、「中堅・中小企業等の支援体制の強化」を挙げ、その中で、「中堅・中小企業等の優れた技術の標準化を、2020年までに 100 件実現する。」と記載されています。このように、国は産業振興のためにこの技術標準化に注力をしています。この動きに合わせて、当委員会は、経済産業省の担当官を講師に招いて共同で講演会を開催することとしていま

す。また、皆さんの弁理士活動の参考になるための技 術標準の具体的事例資料を作成し配布するように準備 を進めています。これにより技術標準化の考えを各自 の弁理士業務に活用できるようになるものと考えま す。

[パテントコンテスト委員会]

「知的財産推進計画 2015」において、小中学校のみならず高校、高等専門学校及び大学において知的財産教育の推進を図る、としています。まさに、本委員会の活動は国が目指している方向と一致している重要な事業です。この意味もあり、政治家及び内閣官房の知財担当者とお会いして何回も懇談しましたが、その際、必ず、青少年の知財教育の必要性が話題に挙がります。

文部科学省,特許庁及び工業所有権情報・研修館と協力して,パテントコンテスト及びデザインパテントコンテストの応募が始まっています。本年も昨年度と同様に多くの応募があるものと考えています。

[知財システム検討委員会(副担当)]

特許及び実用新案制度の抜本的改正について精力的に検討をしています。その法改正について、特許庁及び内閣官房と意見交換を行っています。また、特許等の手続簡素化を規定した特許法条約等の運用上の問題点について特許庁と意見交換をしています。更に、グローバルドシエ(各国がお互いに審査情報等を共有し合うこと)及びクロスファイリング(各国共通してワンクリックで出願できること)における問題点について、各国(米国、中国、韓国及びシンガポール)の代理人団体等と協議しましたし、今後も協議を続ける予定としています。

[業務対策委員会]

弁理士以外の者からなる非弁行為を調査,監視及び 対応等を行っています。各種調査,会員からの情報提 供等により,他士業者が業として代理している可能性 がある出願が発見されており,その代理人に対しては 「業務に対する問い合わせ」を行っています。また、インターネット上において、弁理士法第75条違反の疑いのある宣伝広告を調査し、これに対する対応を検討しています。

「継続研修履修状況管理委員会]

当委員会は、義務研修、必須研修の未受講者を管理 し、この未受講者に受講勧告等に係わる連絡をする業 務を行っています。結構、多くの未受講者がありま す。受講忘れがないように注意下さい。

「福利厚生委員会」

福利厚生について昨年度改正がなされ大変充実して 来ており新たな検討課題が見出されないこと,及び他 士業のものと比べて遜色ないレベルとなっていること 等を考慮して,当委員会は本年度において廃止する方 向で考えています。

[会員登録等]

会員の弁理士登録,付記登録及び抹消登録,更に事務所名称登録等の申請がなされた場合,執行役員会はその審査を行い,承認された場合登録されます。これらの多くの申請は,毎週1回の執行役員会において起案され,多くが審査され登録されています。

[東海支部]

本年度の東海支部の方針は、「東海地域の知財関係機関と連携しながら、東海地域の知的財産の普及・創造・活用等の面から多くの社会貢献活動を行い、知的財産活動の拡充に寄与して行く所存です。」とされています。この方針に基づいて、地域活性化のための多くの具体的活動を実践しています。また、知財支援関係委員会の委員数を大幅に増やして、本会の地域キャラバン活動を積極的に応援することとしています。

[最後に]

あっという間に始まり、忙しい忙しいと思う間に約5ヶ月が過ぎようとしています。あとの残りの期間、副会長の職責を全うする覚悟です。今後とも皆様のご理解、ご協力の程、宜しくお願い致します。